

## すれ違い用前照灯の計測方法の変更に伴う当面の取扱いについて

前照灯等の光度及び照射光線の向きの審査については、審査事務規程第 67 次改正に基づき、平成 27 年 9 月 1 日以降、原則すれ違い用前照灯の計測方法により検査が実施されておりますが、この度 自動車検査独立行政法人よりこれら検査について下記のとおり取り扱う旨の通知がありましたので、お知らせします。

### 記

#### 《平成 27 年 9 月 14 日からの当面の取扱い》

すれ違い用前照灯の計測において、右側もしくは左側のみを計測した時点で前照灯試験機により不適合と表示された場合、計測困難な自動車とみなして走行用前照灯を計測するものとする。

この場合において、走行用前照灯を計測し不適合となり再検査で再度計測する場合は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯のいずれの方法で計測しても差し支えない。